

## 法人役員等の報酬等支給に関する規程

この規程は、学校法人大正大学（以下「本学」という。）寄附行為に規定する本学法人の役員、評議員及び顧問（総称して以下「役員等」という。）の報酬等の支給に関し必要な事項を定める。

（報酬の支給）

第1条 次の各号に規定する役員等（第2項に定める理事及び監事を除く。）に対し、それぞれ当該各号の金額の報酬を支給する。

- (1) 理事 ……年額 22 万円
- (2) 監事 ……年額 22 万円
- (3) 評議員 ……年額 17 万円
- (4) 顧問 ……年額 22 万円

2 理事長，副理事長，専務理事，常務理事及び常任監事の報酬は，次のとおりとする。

- (1) 理事長 ……年額 1800 万円
- (2) 副理事長 ……年額 650 万円
- (3) 専務理事 ……年額 1500 万円
- (4) 常務理事 ……年額 546 万円
- (5) 常任監事 ……年額 200 万円

3 法人役員等には，退職金を支給しない。

（支給方法）

第2条 前条第1項に規定する報酬は，原則としていずれも9月と3月の2期に分けて，それぞれ半額ずつを支給する。

2 前条第2項に規定する報酬は，年額の12分の1を毎月20日に支給する。ただし，支給日が休日の場合は，前日に繰り上げて支給する。

3 前条各項に規定する役員等が任期途中で交代した場合は，在任日数によって日割計算し支給するものとする。

（費用）

第3条 役員等に対する通勤交通費補助金は，次のとおり支給する。

- (1) 第1条第2項に定める理事長，副理事長，専務理事，及び常務理事については，「大正大学通勤交通費補助金規程」の専任教職員に対する補助金の規定を準用する。
- (2) その他の役員等については，当該役員等が本学の職務のために理事会，評議員会，その他の会議に出席し，又は本学その他の場所に赴く必要がある場合にその都度実費相当額を支給する。
- (3) 役員等が首都圏以外から通勤又は出席等をする場合は，別表1により遠距離手当を別途支給することができる。

（公表）

第4条 この法人は，この規程をもって，私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第5条 この規程の改廃は，評議員会の意見を聴いたうえで，理事会が行う。

別表 1

金額	距離
12,000 円	600km 以上
10,000 円	500km～599km
8,000 円	400km～499km
6,000 円	首都圏外～399km

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 30 日から施行する。